別記様式第２の１（第９条関係）

復興推進事業に関する実施状況報告書

年　　月　　日

三春町長　坂本　浩之　様

指定事業者の氏名又は名称及び代表者の氏名　　　　印

東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定（　　　　　年　　月　　日付け）を受け

た復興推進事業（以下「事業」という。）の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとお

り報告します。

記

１．事業の内容

２．事業の実施場所

３．指定事業者事業実施計画期間及び指定の有効期間

４．前年度における事業の実施状況

５．前年度における収支決算

６．事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附帯設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設

　（以下「設備投資」という。）に関する実績

　（１）指定事業者事業実施計画期間全体における設備投資予定額　　総計○○百万円

　（２）年度別内訳

　　（イ）○○年度

　　　（ⅰ）設備投資実績額　　小計○○百万円

　　　（ⅱ）内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備名 | 設置地 | 取得年月日 | 取得価額 | 用途 | 事業内容 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

　（ロ）○○年度

　　（ⅰ）設備投資実績額　　小計○○百万円

　　（ⅱ）内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備名 | 設置地 | 取得年月日 | 取得価額 | 用途 | 事業内容 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

７．資金の調達に関する実績

　（１）指定事業者事業実施計画期間全体における事業の実施に要する資金額　　　総計○○百万円

　（２）年度別内訳

　　（イ）○○年度

　　　（ⅰ）資金調達実績額　　小計○○百万円

　　　（ⅱ）内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金調達先 | 資金調達額 | 資金調達方法 |
|  |  |  |
|  |  |  |

（ロ）○○年度

　　　（ⅰ）資金調達実績額　　小計○○百万円

　　　（ⅱ）内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資金調達先 | 資金調達額 | 資金調達方法 |
|  |  |  |
|  |  |  |

８．建築物整備事業（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３

　年法律第２９号。以下「震災特例法」という。）第１０条の２第１項の表の第１号の第４欄、第１７条

　の２第１項の表の第１号の第４欄及び第２５条の２第１項の表の第１号の第４欄に規定する建築物整

　備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合にあって、震災特例法第１０条の２第１項若しくは第３項、

第１７条の２第１項若しくは第２項又は第２５条の２第１項若しくは第２項（これらの規定のうち第

１号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定の適用を受けようとするときは、（１）及び（２）に掲げ

る事項

　（１）その建築物整備事業が、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次に定める事項

　　（イ）東日本大震災復興特別区域法施行規則第８条第１項第５号イ　その建築物整備事業の用に供

　　　　する建築物が耐火建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第９号の２に規定する耐

火建築物をいう。）又は、それ以外の建築物のいずれかに該当するかの区分

　 （ロ）東日本大震災復興特別区域法施行規則第８条第１項第５号ロ　内閣総理大臣の認定の有無

　（２）次に掲げる要件のいずれかを満たすものとして震災特例法第１０条の２第１項若しくは第３項、

第１７条の２第１項若しくは第２項又は第２５条の２第１項若しくは第２項の規定の適用を受け

ようとする場合には、それぞれ次に定める事項

1. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成２３年政

　　令第１１２号。以下「震災特例法施行令」という。）第１２条の２第２項第１号若しくは第２号

イ、第１７条の２第１項第１号若しくは第２号イ又は第２２条の２第１項第１号イ若しくは第

２号イに掲げる要件　その建築物整備事業の用に供する建築物の延べ面積

1. 震災特例法施行令第１２条の２第２項第１号ロ、第１７条の２第１項第１号ロ又は第２２条

　　の２第１項第１号ロに掲げる要件　その建築物整備事業の用に供する建築物の地上階数及び屋

　　上広場の有無

1. 震災特例法施行令第１２条の２第２項第１号ハ若しくは第２号ロ、第１７条の２第１項第１

　　号ハ若しくは第２号ロ又は第２２条の２第１項第１号ハ若しくは第２号ロに掲げる要件　その

　　建築物整備事業を施行する土地の区域（以下「建築物整備事業区域」という。）内において整備

　　される公共施設（道路、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）の用に供される土地の面

積のその建築物整備事業区域の面積のうちに占める割合

1. 震災特例法施行令第１２条の２第２項第１号ニ若しくは第２号ハ、第１７条の２第１項第１

号ニ若しくは第２号ハ又は第２２条の２第１項第１号ニ若しくは第２号ハに掲げる要件　建築

物整備事業区域内において整備される避難施設、駐車場その他の地域の居住者等の利便の増進

に寄与する施設の整備に要する費用の額

（添付書類）

　　以下の書類を添付すること。

　　（１）建築した建築物に係る確認済証及び検査済証の写し

　　（２）別記様式第２の４（別紙）の添付書類に変更があった場合においては、当該書類のうち変更

に係るもの

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。